2015年度JT国内大学奨学金（大学推薦）
募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、日本たばこ産業株式会社のご支援により、「JT国内大学奨学金（大学推薦）」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1．目的・趣旨

本奨学金の寄付者である日本たばこ産業株式会社（以下「寄付者」という。）は、社会の一員として、社会と共生する「良き企業市民」を目指し、積極的に地域社会に貢献し、企業の社会的責任を果たしてきた。このような方針のもと、教育支援分野においては、アジアから日本の大学に通う私費留学生への奨学金制度を17年間にわたり行っている。そして、更なる教育支援の重要性が叫ばれる中、日本人大学生向けの奨学金制度を開始することとなった。

寄付者は、将来多様な分野で活躍する次世代の人財を数多く輩出したいとの想いのもと、経済的理由により就学困難で優秀な大学生に対して、学費の支給及び必要な援助を行うことで、安心して学業に専念できる環境を用意するとともに、世界に目を向けるきっかけの場を提供するために、資金を提供したものである。

2．応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 2015年4月現在で、日本国内の大学(以下「大学」という。)の学部1年次に入学する日本人学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。

(2) 家計支持者による学費の支弁が困難で、真に経済的援助を必要としており、学業・人物ともに優秀である者（経済的理由を優先して選考）。

- 世帯収入が給与の場合は年収700万円未満。
  - ＊ 源泉徴収票の「支払い金額」欄に記載されている金額を参照すること。
  - ＊ 給与・役員報酬およびアルバイト（源泉徴収票のあるもの）、失業給付金、年金・恩給、生活扶助費は給与として扱う。
- 世帯収入が給与以外の場合は所得350万円未満。
  - ＊ 確定申告書の「所得金額」欄に記載されている金額を参照すること。
  - ＊ 事業所得および不動産・利子・配当、その他の雑所得、同一生計世帯以外からの援助や養育費は給与以外として扱う。
- 給与と給与以外の両方の場合は合算した金額が700万円未満。

(3) 2015年7月以降、他の奨学金の支給を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金等の併給も不可]。但し、応募時点での併願は認める。

(4) 2015年4月1日現在で20歳未満の者。

(5) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

3．採用人数

10名程度

4. 支給内容

採用後、願書の情報に基づき奨学生区分を決定し、下記の奨学金を支給する。なお、支給開始後は、原則として奨学生区分は変更しない。

- 学校納付金相当額として、入学金相当30万円、期間内の授業料相当54万円(年額)を支給する。但し、授業料相当額は前期分27万円と後期分27万円の分割支給とする。なお、2015年6月以前に大学の入学金或いは前期授業料のどちらかを一部でも免除を受けている場合は、該当する奨学金(学校納付金相当額のうち、入学金或いは前期授業料)を支給しない。
- 月額奨学金として、自宅生には月額5万円、自宅外生には月額10万円(東京23区内在住者は月額12万円)を支給する。
- 入学時一時金として自宅外生に30万円を支給する。
- 自宅外生の認定は、「自宅外通学申立書」(別紙様式4-1)の提出に基づき寄付者が決定する。なお、自宅外生の基準は、自宅から大学までの通学時間が公共交通機関を利用して2時間以上要するため、自宅外に居住し通学を行う者とする。

奨学生区分		奨学金			
		学校納付金相当額		入学時一時金	月額奨学金
		入学金	授業料		
自宅生		30万円	年額 27万円×2回	ー	月額 5万円
自宅外生	東京23区外	30万円	年額 27万円×2回	30万円	月額 10万円
	東京23区内	30万円	年額 27万円×2回	30万円	月額 12万円

5. 支給期間

原則として2015年4月より最短卒業年次までの期間(医学部等の6年制学部については原則として6年間)。但し、在籍大学の修士課程への進学を希望し、且つ進学理由や学業成績が優れた奨学生については、別途申請を行ったうえで、最長2年間にわたり同額の支給を継続する。

6. 応募・推薦方法

(1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(2) 大学の長は、第2項に挙げる応募資格に該当する者について、第7項に挙げる推薦書類を理事長に提出するものとする。
なお、推薦人数は1名とする。

7. 応募・推薦書類

＜必ず提出が必要なもの＞

(1) 願書(別紙様式1) 1通

(2) 応募者の写真 1葉
(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、
裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。)

(3) 推薦書(別紙様式2。) 1通

(4) 同一生計となる家族全員の住民票の写し(続柄記載のもの) 1通

(5) 高校1年次、2年次および3年次の成績がわかる証明書の写し 1通
- 高等学校卒業程度認定試験合格者はその合格成績証明書の写し

(6) 乳幼児、就学者を除く同一生計となる家族全員分の平成25年分の課税・非課税証明書（所得証明書）（写）

・ 収入の有無に関わらず必ず提出すること。

(7) 提出書類チェックリスト（別紙様式3） 1通

＜状況により提出が必要なもの＞

(8) 家庭状況によって提出する書類

・ 別紙「提出書類・申請書類の記入等について」を確認のうえ、該当する場合は必ず提出すること。

(9) 所得の種類によって提出する書類

・ 別紙「提出書類・申請書類の記入等について」を確認のうえ、該当する場合は必ず提出すること。

① 給与所得者が提出する書類

・ 平成26年分の源泉徴収票（写）

② 給与所得以外の所得がある者が提出する書類

・ 平成26年分の確定申告書の第一表と第二表（写）

＊ 分離課税の申告がある者は第三表（写）も併せて提出

＊ 確定申告をしていない者は市民税・県民税申告書（写）

③ その他、所得の状況により提出する書類

・ ひとりに複数の該当事項がある場合は、該当する全ての書類を提出すること。

(10) 大学の入学金免除、授業料免除・申請状況によって提出する書類

・ 別紙「提出書類・申請書類の記入等について」を確認のうえ、該当する場合は必ず提出すること。

8. 応募・推薦書類の提出期限

2015年5月15日（金）本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

9. 選考方法及び結果の通知

理事長は、第6項(2)により推薦された者について、書類審査等を行い、寄付者による面接（面接日は2015年6月下旬予定）の後、受給者を決定する。結果は、2015年7月上旬を目途に、大学を通じて通知する。

10. 支給方法

奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

11. 受給者の義務

(1) この奨学金の目的を果たすために、大学の定める規則に従い最善を尽くして学習・研究を行うこと。

(2) 受給者は本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは受給者交流会（年2回程度実施）に参加すること。

(3) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出すること。

(4) 以下に該当する場合、大学を通じて遅滞なく届け出ること。

・ 正規の休暇以外で1カ月以上授業を欠席しようとする場合。

・ 1カ月以上日本を離れる場合。

・ 休学、転学、転部、転科、留年または退学が見込まれる場合。

・ 停学その他の在籍大学の処分を受けた場合。
・ 法定代理人を変更した場合。
・ 本人または法定代理人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合。
・ その他提出書類及び届出事項が変更になった場合。

(5) 選考を経て、JT国内大学奨学生に決定後、「誓約書」を提出する。

12. 奨学金給付の休止・停止または終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の給付を停止または終了する。

(1) 奨学金給付期間中に応募資格を満たさなくなった場合。
(2) 提出書類および届出事項に虚偽があった場合。
(3) 水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合。
(4) 大学の学籍を失った場合。
(5) 学業不振による留年の場合。
(6) 病気、休学その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合。
(7) 休学、または長期にわたって欠席した場合。
(8) 素行が不良となった場合。
(9) その他、奨学金の給付目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の給付を不適当と認めた場合。

13. 奨学金の復活

前条の規定により奨学金の交付を停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

14. その他(注意事項等)

(1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。また、日本たばこ産業株式会社への入社その他の付帯義務を負うものではない。
(2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学・就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅延なく届け出なければならない。

15. 個人情報の取扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人日本国際教育支援協会　事業部　国際交流課
〒153-8503　東京都目黒区駒場4-5-29
TEL:03-5454-5274　FAX:03-5454-5242　E-mail:ix@jees.or.jp

提出書類・申請書類の記入等について

◎提出書類等について

提出書類を必ず事前に確認のうえ、不備のないように申請してください。

＜必ず提出が必要なもの＞

1) 願書
2) 応募者の顔写真（最近 6 カ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。）
3) 在籍大学の長による推薦書
4) 同一生計となる家族全員の住民票（写）＊続柄記載のもの
5) 高校 1 年次、2 年次および 3 年次の成績がわかる証明書（写）
   ＊ 高等学校卒業程度認定試験合格者はその合格成績証明書（写）
6) 同一生計となる家族全員分（乳幼児、就学者を除く）の平成 26 年度（平成 25 年分）の課税・非課税証明書（所得証明書）（写）
   ＊ 収入の有無に関わらず提出してください。
   ＊ 申請時には平成 27 年度（平成 26 年分）の証明書は発行されませんので、平成 26 年度（平成 25 年分）の証明書を提出してください。
7) 提出書類チェックリスト

＜状況により提出が必要なもの＞

8) 家庭状況により提出する書類
   ・別表 1 を確認のうえ、該当する場合は必ず提出してください。
   ・申請時に提出する書類と、内定後の提出でよい書類（証明書類等）があります。
9) 所得の種類によって提出する書類
   ・別表 2 を確認のうえ、該当する場合は必ず提出してください。
   ① 給与所得者が提出する書類
   ・平成 2　年分の源泉徴収票（写）
   ② 給与所得以外の所得がある者が提出する書類
   ・平成 2　年分の確定申告書の第一表と第二表（写）
      ＊ 分離課税の申告がある者は第三表（写）も併せて提出してください。
      ＊ 確定申告をしていない者は市民税・県民税申告書（写）を提出してください。
   ③ その他所得の状況により提出する書類
   ・ひとりに複数の該当事項がある場合は、該当する全ての書類を提出してください。
10) 大学の入学金免除、授業料免除申請状況によって提出する書類
   ・入学金免除、授業料免除決定書等（写）
      ＊ 申請時に提出出来ない場合は、入手次第速やかに大学を通して提出して下さい。

＊ 家庭状況や所得の状況等について他に証明書類がない場合、〔様式 9〕その他特記事項記入用紙により申し立ててください。
   例）住民票上は同居しているが実際は別居別生計している者
      生活状況が急変したもの

＜別表 1＞家庭状況により提出する書類

●申請時に提出するもの

区分	必要書類	証明書等の発行元
自宅外通学者	[様式 4-1]自宅外通学申立書 [様式 4-2]自宅外通学に係る証明書(写)等の貼付用紙 ＊賃貸契約(写)の貼付もしくは寮や家主による証明	貸主 家主等
同一生計となる家族に障がい者がいる世帯	[様式 5] 身体障がい者手帳(写)貼付用紙 ＊身体障がい者手帳の氏名・等級・障がい名・交付日が記載されているページ(写)を貼付	市区町村
同一生計となる家族に長期療養者がいる世帯 (6ヶ月以上の期間療養中又は療養が見込まれるもの)	[様式 6]長期療養状況申立書	
家計支持者が別居している世帯	[様式 7]主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書	
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	[様式 8]被害状況申立書	
家庭事情について、他に証明書類がない場合	[様式 9]その他特記事項記入用紙	

●内定後に提出するもの

区分	必要書類	証明書等発行元
同一生計となる家族に長期療養者がいる世帯 (6ヶ月以上の期間療養中又は療養が見込まれるもの)	[様式 15-1]長期療養に係る診断書(写)貼付用紙 ＊医師の診断書を貼付 [様式 15-2]長期療養に係る領収書(写)等貼付用紙 ＊直近 6ヶ月の支払い領収書(写)を貼付 ＊健康保険や保険金等で補填された場合その書類(写)を貼付	医療機関 市区町村等
家計支持者が別居している世帯	[様式 16]主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る領収書(写)等貼付用紙 ＊領収書等(写)を貼付	貸主 水道局等が発行する領収書等
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	[様式 17]被害状況申立に係る証明書・領収書(写)等貼付用紙 ＊被災(罹災)証明書(写)や修繕の見積書及び保険金で支払を受けた証明書(写)を貼付	市区町村 消防署 警察署 保険会社等

＜別表 2＞所得の種類により提出する書類

区分	必要書類	証明書発行元
給与所得者 （パート、恒常的なアルバイトを含む）	平成 26 年分の源泉徴収票（写） ＊出ない場合は[様式 10]給与支払（予定）証明書 又は最新 3 か月分の給与明細（写）	勤務先
給与所得者で平成 26 年 1 月以降の新規・中途就職者	[様式 10]給与支払（予定）証明書 ＊出ない場合は最新 3 か月分の給与明細（写）	勤務先
給与所得者以外 （事業・不動産・利子・配当・雑所得）の所得者、商・工・農・林・水産等の業種及びその他の自営業	平成 26 年分の確定申告書の第一表と第二表（写） ＊分離課税の申告がある者は第三表も必要 ＊確定申告をしていない者は市民税・県民税申告書（写）	税務署・自治体
退職者 （平成 26 年 1 月以降）	[様式 11]退職（見込）申立書 ＊退職金がある場合は退職所得源泉徴収票（写）を貼付	退職した勤務先
退職予定者 （平成 27 年 12 月まで）	[様式 11]退職（見込）申立書	
年金（恩給・老齢・遺族・障がい等）受給者 （平成 26 年 1 月～12 月まで）	[様式 12-1]手当等受給状況申立書 ＊[様式 12-2]に年金の源泉徴収票（写）や最新の振込通知書・決定通知書（写）等を貼付	都道府県市区町村社保庁等
失業している者 （平成 26 年 1 月～12 月まで）	[様式 12-1]手当等受給状況申立書 ＊[様式 12-2]に雇用保険受給資格者証（写）を貼付	職業安定所
生活保護受給者 （平成 26 年 1 月～12 月まで）	[様式 12-1]手当等受給状況申立書 ＊[様式 12-2]に生活保護決定通知書（写）を貼付	社会福祉事務所
児童扶養手当・児童手当・児童育成手当受給者 （平成 26 年 1 月～12 月まで）	[様式 12-1]手当等受給状況申立書 ＊[様式 12-2]に児童扶養手当（写）、児童育成手当（写）、児童手当通知書（写）等を貼付	市区町村
申請者を除く同一生計となる家族に授業料免除および給付型奨学金の受給のある者（申請中も含む） （平成 26 年度、平成 27 年度）	[様式 13]申請者を除く同一生計の家族の授業料免除および給付型奨学金受給証等の貼付用紙 ＊授業料免除決定書（写）および、給付型の奨学金の受給証（写）等を貼付 ＊平成 27 年度分を申請中の場合は平成 26 年度分のみの証書（写）を貼付	大学等
上記以外の臨時所得があった者 （平成 26 年 1 月以降）	[様式 14]臨時所得に係る証明書等の貼付用紙 ＊保険金、資産の譲渡金、山林所得の支払証明書等、臨時所得の所得額を証明する書類（写）を貼付	保険会社等

◎願書の記入方法について

●「家族の状況」の記入方法

- 同一生計の家族として、同居、別居を問わず生計を同一にする者は全員記入してください。
- 別居独立の生計を営む祖父母や兄弟姉妹は記入の必要はありません。
- 申請者を除く就学者のうち、平成 27 年度の授業料免除および給付型奨学金の受給があるもの（申請中のもの含む）は、[様式 13]に受給証等（写）を添付の上、平成 27 年度の受給見込額を記入してください。平成 27 年度分が申請中の為提出出来ない場合、提出の必要はありません。なお、貸与型の奨学金は記入の必要はありません。
- 母子・父子・独立生計の世帯、家族の中に障がい者や長期療養者（6 ヶ月以上）がいる世帯、主たる家計支持者が別居している世帯、火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯はこの欄に記入してください。
- 記入事項がある場合、内定後、添付書類による証明が必要となります。内定者は後日、別表 1 の「家庭状況等により提出する書類」を参照のうえ、該当する全ての書類を提出してください。

＜長期療養者がいる世帯＞

- 長期療養とは 6 ヶ月以上の期間療養中または療養が見込まれる状況となります。
- [様式 6]長期療養状況申立書をもとに、最近 6 ヶ月間以内の療養費（入院の場合の食費を除く）により年間の自己負担額の見込金額を記入してください。
- 療養費としては以下のものが該当します。健康保険等から補填された金額および、光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料等は除いてください。
  - ✧ 医師または歯科医師への診療・治療費
  - ✧ 病院、診療所への入院費用
  - ✧ マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等の治療費
  - ✧ 治療または療養のための医薬品費
  - ✧ 病院、診療所への通院費用（必要不可欠なものに限る。）
  - ✧ 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む。）
  - ✧ 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた人がサービスを利用した場合の自己負担額

＜主たる家計支持者が別居している世帯＞

- 主に家計を支えている人（父及び母またはこれに代わって家計を支える人）が単身赴任等で別居している場合に該当します。
- 〔様式 7〕主たる家計支持者の別居(単身赴任等)に係る支出状況申告書をもとに、別居のために特別に支出している 1 ケ月あたりの住居費・電気料・ガス料・上下水道費等の実費を記入してください。
- 勤務先から単身赴任手当等で補填される場合は、支出額から差し引いてください。

＜火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯＞

- 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があり、将来長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合が該当します。
- 将来長期にわたって支出の増加または収入の減少がある場合とは、それまでの家屋に居住できない場合の賃貸費や生産手段（店舗や農地等）が使用不能となった場合の売上の減少などを指します。

・　〔様式 8〕被害状況申立書をもとに、①日常生活を営むために必要な資材の被害額（家屋の修繕費、賃貸費など）、②生産手段（店舗や農地等）に被害を受け、長期にわたって収入の減少となる年間金額、③保険金・損害賠償金・確定申告時の雑損控除などの金額を記入してください。

●「所得の状況」の記入方法

・　同一生計の家族内において所得のあるもの全員分を記入してください。

・　記入事項には添付書類による証明が必要となります。別表 2「所得を証明する書類」を参照のうえ、該当する全ての書類を提出してください。

・　原則として平成 26 年 1 月～12 月までの 1 年分の所得を申請書に記入してください。

●　退職金や保険金、資産譲渡等の臨時所得に関しては平成 26 年 1 月以降現在までの所得を記入してください。

●　授業料免除や奨学金については、「家族の状況欄」にのみ記入をし、所得の状況欄へ算入する必要はありません。

＜給与・役員報酬収入、アルバイト（源泉徴収票あり）の欄の記入例＞

●　平成 26 年分給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」欄に記載されている金額を記入してください。

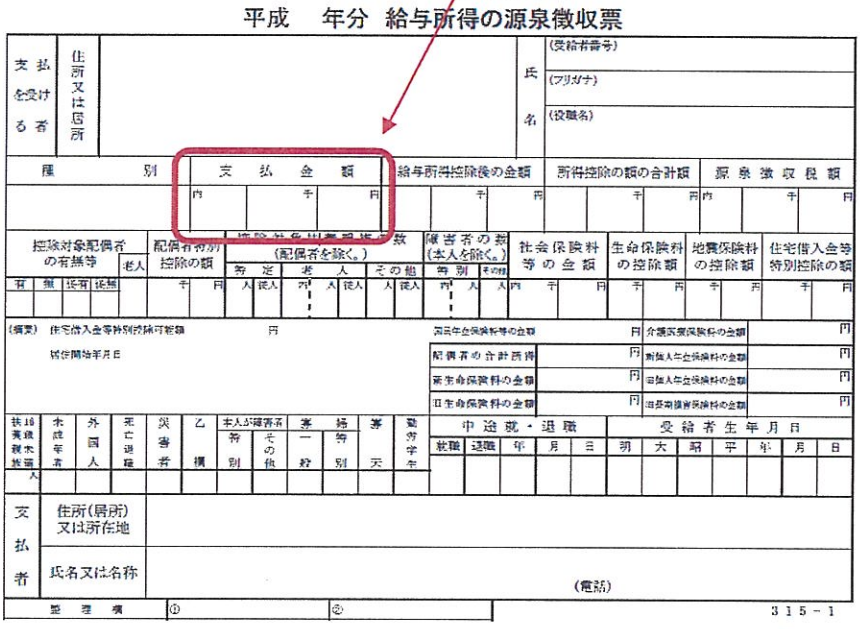
平成　年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		氏名 (受給者番号) (フリガナ) (役職名)
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	千 円	千 円	千 円	千 円
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	障害者の数（本人を除く。）	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無 従有 従無	千 円	特定 人 従人 老人 人 従人 その他 人 従人	特別 人 その他 人	千 円	千 円	千 円	千 円
（摘要） 住宅借入金等特別控除可能額 円 居住開始年月日			国民年金保険料等の金額 円	介護医療保険料の金額 円
			配偶者の合計所得 円	新個人年金保険料の金額 円
			新生命保険料の金額 円	旧個人年金保険料の金額 円
			旧生命保険料の金額 円	旧長期損害保険料の金額 円
扶養親族の数 人	本人が障害者 特別 その他	寡婦 一般	寡夫	勤労学生	中途就・退職 就職 退職 年 月 日	受給者生年月日 明 大 昭 平 年 月 日
支払者 住所（居所）又は所在地				
支払者 氏名又は名称				（電話）
整理欄	①	②		315－1

＜平成 26 年 1 月以降に就職・転職をした場合の記入方法＞

●　給与支払い（予定）証明書[様式 10]を添付の上、前職での所得額でなく、現職で得る収入金額を推算した年収見込額を記入してください。

＜事業所得、不動産・利子・配当、その他の雑所得の欄の記入例＞

- 申請の際は、第一表と第二表の写を提出してください。（分離課税の申告がある者は第三表の提出も必要です。）
- 事業所得、不動産・利子・配当、その他の雑所得は、平成 26 年分所得税の確定申告書の「所得金額」欄に記載されている金額を記入してください。
- その他の雑所得に関して、年金収入が含まれている場合は、控除後の年金額を差し引いた金額を記入してください。
- 所得金額にマイナスがある場合は「0」として記入してください。

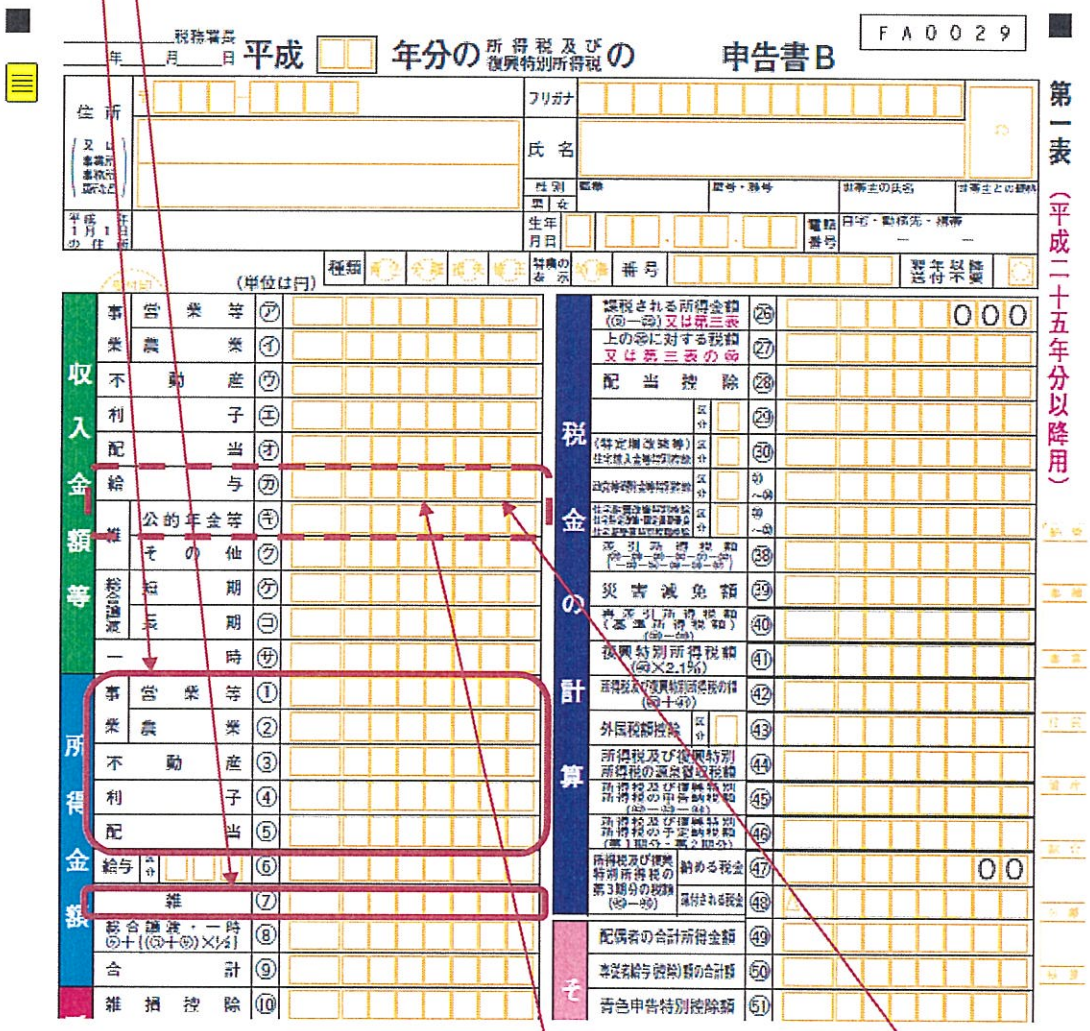

＜事業所得と、給与所得、年金所得による複数の所得がある場合の記入例＞

- 給与所得・年金所得は、確定申告書の「収入金額」欄に記載されている金額を記入してください。

＜アルバイト収入のうち、源泉徴収票がない場合＞

- 「アルバイト（源泉徴収票がある場合）欄」に年間の所得額を記入してください。
- 確定申告書に記載がある場合には、「アルバイト（源泉徴収票がある場合）欄」に「収入金額」欄に記載されている金額を記入してください。

●「大学の入学金免除、授業料免除申請状況」の記入方法

・ 記入事項には入学金免除、授業料免除決定書等（写）のによる証明が必要となります。

・ 申請時に提出が出来ない場合は、入手次第速やかに大学を通して提出して下さい。